

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年8月17日（平成29年（行個）諮問第131号）

答申日：平成29年11月2日（平成29年度（行個）答申第124号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案について相談内容等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私（審査請求人を指す。以下同じ。）が北海道管区行政評価局に特定年月日Aに行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日がわかる資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月3日付け北海相第52号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報を開示してほしい。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求人は、特定年月日Bの特定職員Aからの電話回答について、特定年月日A（特定年月日Bの33日後）に再度確認のため電話をし、特定職員Aは、再度、丁寧に説明したから。

（参考：略）

（2）意見書

別紙のとおり（資料は省略）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年3月21日付けで、北海道管区行政評価局長（処分庁）宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、開示請求のあった保有個人情報を保有していないことから、同年4月3日付けで不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同年6月28日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が北海道管区行政評価局（以下、第3において「北海道管区局」という。）に特定年月日Aに行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料である。

3 審査請求の理由

審査請求人の行政相談に対する北海道管区局からの特定年月日Bの電話回答について、審査請求人が特定年月日Aに北海道管区局に電話をしたところ、再度、丁寧な説明を受けたため。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

行政相談の事案情報は、原則として相談を受け付けたその日に、行政相談総合システムの局所相談データベースに記録することとしており、審査請求人が北海道管区局に特定年月日Aに行政相談した事案について検索を行ったが、当該事案の記録は確認できなかった。

なお、局所相談データベースには、審査請求人からのインターネットによる行政相談を特定年月日C（特定年月日Aの前日）に受け付け、特定年月日Aに電話により回答した事案（特定受付番号A、審査請求人に相談対応票を開示済み）が記録されており、この点について審査請求人に確認したところ、審査請求人は、このインターネットによる行政相談は行っておらず、同様の内容（国税庁のホームページに関する照会）について、特定年月日Aに電話により相談したと主張している。しかし、この審査請求人の主張を裏付ける具体的な根拠等が示されているとは認められない。

(2) 結論

以上のとおり、処分庁においては、審査請求人が開示を求めている保有個人情報を作成又は取得しておらず保有していないことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月10日 審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年

月日 A に行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日
が分かる資料に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、これを保有していないとし
て不開示とする原処分を行ったが、審査請求人は、本件対象保有個人情
報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件
対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 行政相談の事案情報は、原則として相談を受け付けたその日に、行
政相談総合システムの局所相談データベースに記録することとしてい
るところ、審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月日 A に行政
相談した事案について検索を行ったが、当該事案の記録は確認できな
かった。

イ 局所相談データベースには、審査請求人からのインターネットによ
る行政相談を特定年月日 C (特定年月日 A の前日) に受け付け、特定
年月日 A に電話により回答した事案(審査請求人に対し、これに対応
する特定受付番号 A の相談対応票を開示済み)が記録されている。

ウ 上記イについて審査請求人に確認したところ、審査請求人は、この
インターネットによる行政相談は行っておらず、同様の内容(国税庁
のホームページに関する照会)について、特定年月日 A に電話により
相談したと主張している。しかし、この審査請求人の主張を裏付ける
具体的な根拠等が示されているとは認められない。

(2) 検討

審査請求人は、特定年月日 A に北海道管区行政評価局に電話で行政相
談した旨主張するのみで、そのことを裏付ける具体的な根拠が示されて
いるとは認められないことから、諮問庁の上記(1)アの説明は、これ
を覆すに足りる事情があるとはいえず、是認せざるを得ない。

(3) 以上のとおり、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情
報を保有していると認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する
ものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない
として不開示とした決定については、北海道管区行政評価局において本件
対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

<日付が違うのに開示した例 1 >

- 1 特定年月日 D 総務省からのメールに記載のある文書の開示請求事前相談
特定年月日 C : 審査請求人が特定職員 A に電話「A (審査請求人の姓) 様からあらためて問い合わせがあり。」特定年月日 A : 特定職員 A が審査請求人へ電話「(略) 貸金庫規定ひな形が掲載されていることを参考までにお知らせした。」電話回答受理票?
- 2 特定年月日 E (特定年月日 D の翌日) 開示請求・特定職員 B の指導のとおりに記載した
私が北海道管区行政評価局に特定年月日 C に行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料
- 3 特定文書番号 A 保有個人情報の開示をする旨の決定
・相談対応票 (特定受付番号 A) : 特定年月日 F (特定年月日 C の前日) に行政相談したもの
- 4 特定年月日 G 特定職員 B は開示文書ではないが、PDF ファイルで情報提供
・所定の様式に複写した後廃棄する行政苦情 110 番メール (送信日時記載なし)
特定職員 B が、「開示文書ではないと主張した」以下の文書が開示された。
- 5 特定文書番号 B 保有個人情報の開示を決定する旨の決定
・特定年月日 F 特定時刻 A に当局が受信した行政苦情 110 番メール
- 6 特定文書番号 C 保有個人情報の開示をする旨の決定
特定職員 C が「A (審査請求人の姓) には秘密にし、存在することを教えなかった」以下の文書が開示された。
・所定の様式に複写したもの
同時に先に PDF ファイルで先に情報提供していたメールも同時に開示された。
・所定の様式に複写した後廃棄する行政苦情 110 番メール

<日付が違うのに開示した例 2 >

- 1 特定年月日 H 開示請求
私が北海道管区行政評価局に特定年月日 I (日付部分を抹消) に行政相談し、特定年月日 J に同局から連絡を受けた事案について、・・・(以下省略)
- 2 特定文書番号 D 保有個人情報の開示決定
特定年月 K 日時不明にメールで行政相談したと主張する、「所定の様式に複写したもの」「相談対応票」の開示があった。
- 3 後日、特定日 L の終業時刻以降特定日 M (特定日 L の翌日) の間に送信があったと推定されると主張し始めた。

私が送信した行政苦情110番メールは、相談内容を所定の様式に複写した後廃棄したので無いと主張し始めた。

例1では、廃棄したものを行政苦情110番メールと称し、所定の様式に複写したものの存在を秘密にしていた。例2でその存在が知られたため、急速、特定職員Cが作成して、有りましたと称して開示した。

<例1>

特定日Nに行政相談と記載したが、特定日O（特定日Nの前日）に行政相談した相談対応票の開示があった。

<例2>

特定日Pに行政相談と説明したが、日時不明（後日、特定日L～特定日Mに行政相談したと推定される）に行政相談したメールを所定の様式に複写したものの、相談対応票等の開示があった。

○平成29年3月21日開示請求について

私が北海道管区行政評価局に特定年月日Aに行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料

特定日Qは特定日R（特定日Qの2日前）の誤りだったので、北海道管区行政評価局が特定日Rにメールで行政相談を受け、特定日Qに電話回答した資料を開示してほしい。

開示すべき文書

- ・相談対応票（特定受付番号A）

行政相談業務室の主張では相談対応票と一体で保管している（北海道管区行政評価局特定職員Bの主張によれば別々に保管しているので開示文書ではない。後日、別件の答申でこれが嘘であり開示文書であることが分かった）

以下の文書

- ・特定年月日F特定時刻Aに当局が受信した行政苦情110番メール
- ・所定の様式に複写した後廃棄する行政苦情110番メール
- ・所定の様式に複写したもの

○総務大臣の理由説明書・・・特定日Sに電話により回答したと主張しているが主張を裏付ける具体的な根拠が示されているとは認められない。

インターネットによる行政相談を特定年月日Cに受け付け、翌日（特定年月日A）に電話により回答した事案が記録されており、・・・と記載しているが、総務省行政相談業務室特定職員Dからのメールでは、特定年月日C時間不詳に審査請求人が特定職員Aへ電話「A（審査請求人の姓）様からあらためて問い合わせがあり。」特定年月日A時間不詳に特定職員Aが審査請求人へ電話「国税庁ホームページに掲載されている「貸金庫の内容物に対する滞納処分」と題する論文の参考資料として、全国銀行協会連合会制定の「貸金庫規定（ひな型）」が掲載されていることを参考までにお知らせした。」となっている。

特定職員Aからの電話は、特定年月日B特定時刻Bと特定年月日T特定時刻

Cの2回であり，特定月日Uに着信履歴はない。特定職員Aは電話をかけていない。

この電話受理回答票を開示したいと事前相談したところ，北海道管区行政評価局特定職員Bは開示請求の記載方法を示し，特定年月V日不明に行政相談し特定日Wに電話により回答した事案が記録されている相談対応票を開示した。メールは開示文書ではないので見せることはできないとし，1か月後に特定月日X特定時刻D送信と主張し始めた。11か月後にその書類が追加開示された。特定日Y何時何分に電話をかけたか，いまだに回答はない。